

米国経済・株式市場情報

民主党 弾劾手続き開始が大統領選戦略に影響か

弾劾の行方次第で民主党大統領候補の絞り込みが後ずれか

- 米国議会はトランプ大統領への弾劾手続き開始を正式に決定。年内に下院で訴追可決後、上院で弾劾裁判開催の可能性もあり。弾劾裁判開催は民主党の大統領候補者絞り込みに影響も。
- 2019年末から2020年初にかけ、市場は弾劾問題と大統領選の動向に目を向ける展開が想定される。

～弾劾手続き開始を正式に決定～

- 米国議会はウクライナへの軍事支援の見返りに2020年大統領選で民主党有力候補となるバイデン前副大統領への調査を行うようトランプ大統領が圧力をかけた疑惑による大統領弾劾手続きの開始を正式に決定しました。
- 米国議会の弾劾手続きでは下院に弾劾訴追権、上院に弾劾裁判権が与えられており、弾劾問題で主導的な役割を果たす民主党が過半数を占める下院では、今後弾劾調査の結果を受け訴追が可決される(過半数の賛成で可決)可能性があります。その後、上院で弾劾裁判が開かれ、上院議員の2/3以上の賛成で大統領は解任されます。
- 1998年のクリントン大統領(民主党)弾劾問題の際にも下院では訴追可決されましたが、上院では大統領解任が否決されました。当時下院では共和党が多数派を握っており訴追が可決されました。共和党は上院においても多数派(100議席中55議席)を占めていましたが、解任に必要な67議席以上(2/3以上)の賛成が得られず、クリントン大統領は罷免を免れました。1974年のニクソン大統領の弾劾問題においては、下院で訴追可決が予想される中で決定的な不正の証拠が露見し、大統領は辞任しました。今回の弾劾問題においても、今後の調査で決定的な証拠が明らかになる可能性もありますが、現在上院では共和党が多数派を占めていることもあり、弾劾裁判による大統領の解任は高いハードルであると思われる。

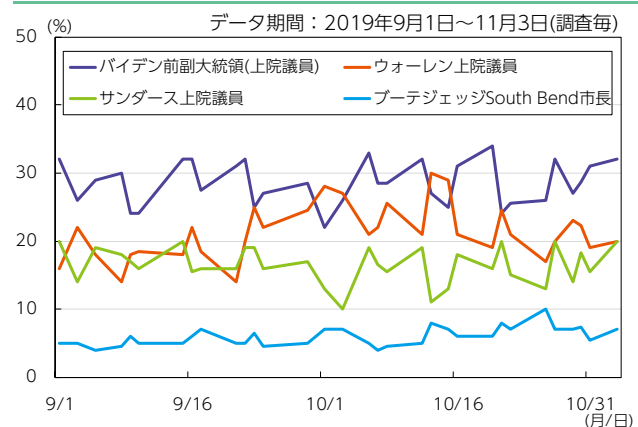
～弾劾裁判の日程次第で大統領選に影響も～

- 下院は公聴会開催などを経て、年内に訴追の決議に動くと思われる。今後下院で訴追が可決され、年明けから上院で弾劾裁判開催となれば民主党大統領候補の選出に影響が及ぶとの見方があります。2020年2月3日のアイオワ州党員大会を皮切りに、大統領候補者の絞り込みで民主党にとって重要な日程が続きます(図表1)。有力候補者であるバイデン前副大統領(上院議員)やウォーレン上院議員などは、弾劾裁判で陪審員役を務めるため、

図表1：弾劾および大統領選に向けた主な日程

日程	イベント(民主党を中心に抜粋)
9月24日	民主党弾劾調査に着手
10月31日	下院弾劾調査手続きを定めた決議案可決
11月中	公聴会など弾劾調査
12月中	下院で弾劾訴追決議(予定)
1月～	(訴追可決の場合)上院で弾劾裁判開始
2月3日	アイオワ州党員集会(民主党・共和党)
2月11日	ニューハンプシャー州予備選(民主党・共和党)
2月22日	ネバダ州党員集会(民主党)
2月29日	サウスカロライナ州予備選(民主党)
3月3日	スーパーチューズデー(カリフォルニア州やテキサス州など少なくとも11州で予備選、民主党・共和党)

図表2：民主党大統領選有力候補の支持率



出所) 図表1は各種報道資料、図表2はReal Clear Politicsデータをもとにニッセイアセットマネジメントが作成

予備選に注力できない可能性が指摘されています。過去の例から大統領選は現職有利とされます。早期の候補者絞り込みにより万全な態勢で大統領選を迎えたいと思われる民主党内には、有力候補者が予備選に注力できず絞り込みが後ずれすることで、党の結束が高まらないまま大統領選に突入してしまうことを懸念する声があります。

- 現時点で市場は弾劾問題を材料視していないように思われます。今後米中貿易摩擦問題などが一旦落ち着けば、投資家の関心は弾劾問題へと移ることが予想されます。年末から年初にかけて、市場は徐々に弾劾調査を受けた米国民の反応や民主党の候補者絞り込み状況などに目を向け始めることが想定されます。

【当資料に関する留意点】

- 当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料のいかなる内容も将来の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に投資信託のグラフ・数値等が記載される場合、それらはあくまでも過去の実績またはシミュレーションであり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 投資信託は投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託の手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。

<設定・運用>



ニッセイアセットマネジメント株式会社

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第369号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>